信州大学教育学部と山ノ内町との連携に関する協定書

信州大学教育学部(以下「甲」という。)と山ノ内町(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、諸々の分野で連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が環境、地域振興、教育及び学術研究等の分野で相互に連携協力し、自然環境の保護・調査、自然との共存による地域社会の発展、人材の育成など、志賀高原ユネスコエコパークの持続可能な活動の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、両者の知的資源及び物質的資源に関し、次に掲げる事項について連携及び協力する。
 - 1 自然環境及び生活環境の保全に関すること
 - 2 地域産業の振興に関すること
 - 3 地域資源の活用に関すること
 - 4 教育及び学術研究に関すること
 - 5 相互の施設の利用に関すること
 - 6 その他甲と乙が必要と認める事項

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲 又は乙から書面により中止又は変更の意思表示がなされないときは、有効期間満了後、自 動的に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(細目)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙それぞれが記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成26年 2月14日



